

空調機器等取替工事仕様書

1. 件名

沖縄県国民健康保険団体連合会空調機器等取替工事

2. 概要

指定する既設空調機器等の撤去・処分及び更新空調機器等の設置・取付け

3. 工事場所

沖縄県那覇市西3丁目14番18号（国保会館）

4. 取替機器

- (1) 保険者支援課 室外機1台、室内機 1台
- (2) 第二・三会議室 室外機2台、室内機 8台、全熱交換器3台
- (3) 業務管理課 室外機1台、室内機 8台、全熱交換器2台
- (4) 審査委員会室 室外機2台、室内機10台、全熱交換器2台

5. 調達機器および台数

- (1) 国内メーカーで未使用品
- (2) 規格及び台数

	規格等	台数
保 険 者 支 援 課	ダイキン 店舗・オフィス用エアコン EcoZEAS（天吊形） 機種 SZRH80BYT ※耐塩処理、やもり対策含む	1台
	オーケー器材 ドレンアップキット 品番：K-KDU303KV	1台
第 二 ・ 三 会 議 室	ダイキン ビル用マルチエアコン VRV（室外機）（マルチ） 機種 RQYP280FC ※耐塩処理、やもり対策含む	2台
	ダイキン ビル用マルチエアコン 室内ユニット（天井カセット形） 機種 FXYFP80NB	2台
	ダイキン ビル用マルチエアコン 室内ユニット（天井カセット形） 機種 FXYFP56NB	6台
	ダイキン 全熱交換器ユニット（天井埋込ダクト形） 機種 VAM800K	3台
～次項へ続く～		

	規格等	台数
業務 管 理 課	ダイキン ビル用マルチエアコン V R V (室外機) (マルチ) 機種 RQYP450FC ※耐塩処理、やもり対策含む	1 台
	ダイキン ビル用マルチエアコン 室内ユニット (天井カセット形) 機種 FXYFP56NB	2 台
	ダイキン ビル用マルチエアコン 室内ユニット (天井カセット形) 機種 FXYFP45NB	6 台
	ダイキン 全熱交換器ユニット 天井埋込ダクト形 機種 VAM350K	1 台
	ダイキン 全熱交換器ユニット 天井埋込ダクト形 機種 VAM800K	1 台
審 査 委 員 会 室	ダイキン ビル用マルチエアコン V R V (室外機) マルチ形 機種 RQYP280FC ※耐塩処理、やもり対策含む	2 台
	ダイキン ビル用マルチエアコン 室内ユニット (天井カセット形) 天井カセット形 機種 FXYFP56NB	4 台
	ダイキン ビル用マルチエアコン 室内ユニット (天井カセット形) 天井カセット形 機種 FXYFP45NB	6 台
	ダイキン 全熱交換器ユニット (天井埋込ダクト形) 機種 VAM350K	1 台
	ダイキン 全熱交換器ユニット (天井埋込ダクト形) 機種 VAM650K	1 台

6. 既設空調機等の撤去・処分

- (1) 既存設備の撤去・処分に要する撤去工事料、撤去管理料、運送料等の費用は受注者の負担とする。
- (2) 梱包用資材等は、特に指示がない限り持ち帰ること。
- (3) 撤去品や作業に伴い発生する廃材等は受注者の責任及び費用負担において適法に処分すること。
- (4) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年 6 月 22 日第 64 号）等に基づき適正に処分・破棄すること。また、受注者よりこれを証する書類を求められた場合は、速やかに関係書類を提出すること。

7. 入札前の現場確認

入札にあたり、現場確認を希望する場合は、令和 6 年 1 1 月 1 4 日(木)午後 4 時までに【連絡先】へ連絡し、現場確認の希望日程（日付と時間）を伝えること。現場確

認は、原則、平日午前9時から午後5時までの間の30分程度とし、1社につき1回までとする。現場確認時に仕様等について疑義が生じた場合は、「12.仕様書に関する質問」のとおり質問を行うこととし、その場での疑義回答は行わないものとする。

8. 作業について

(1) 一般的事項

- ① 機器の設置作業前に現地調査を行い、作業内容及び工程等について発注者の承諾を得ること。確認事項が生じた場合は、その都度、発注者に対応を確認すること。
- ② 施設内あるいはその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかには発注者と協議したうえで対策等を実施しなければならない。
- ③ 発注者の業務に支障をきたさないように作業すること。
- ④ 作業日は土日祝日とし、原則、平日の作業は認めない。
- ⑤ 納入・設置等にあたっては、十分な養生・安全対策を講ずること。発注者の建築物・工作物、その他既設設備に損害を及ぼした場合は、速やかに報告を行うとともに、受注者の責任において現状に復旧すること。
- ⑥ 作業に関連する法規及び設置する機器の施工管理要領等を遵守すること。また、必要に応じて機器のメーカーからの技術的な助言及び支援を受けること。
- ⑦ 各種法定有資格者、作業責任者が必要な場合は、資格・免許等の写しを提出するとともに、当該作業時は常駐させること。

(2) 作業内容

- ① 既設設備の配置等は別紙「配置図」を参考とし、原則、既設の位置と同じ位置に設置するものとする。
- ② 電源設備は既設のものを利用する。
- ③ 貫通穴は既設のものを利用する。
- ④ リモコンはワイヤードとし、室内機及び全熱交換器1台につきリモコンを1台設置する。また、設置場所については発注者の指定する場所とする。
- ⑤ 冷暖房機と全熱交換機は連動制御しないものとする。
- ⑥ デマンド制御が行われていることを考慮し作業を行う。
- ⑦ 室外機用架台は原則、既設のものを利用することとし、新たに設置する必要がある場合は、発注者と設置場所について協議したうえで設置すること。
- ⑧ 既設配管、配線、遮断器及び支持物等（以下「既設配管等」という。）は再使用してもよい。ただし、現地調査の結果、再使用に適さないことが判明した場合は、受注者の負担で補修や交換等の対応を行うこと。この場合、既設と同等以上の性能を持つものとする。
- ⑨ 屋外の支持物を新設する場合は、SUS製または溶融亜鉛メッキ仕上品とするこ

と。

- ⑩ 既設配管等で再使用しないものは、発注者の承諾を得たうえで撤去すること。
- ⑪ 配管及び配線には行き先を表記し、室外機には室内機の部屋名を表示すること。なお、当該表示は経年劣化等により不明瞭とならないものであること。
- ⑫ 室外機及び室内機には、転倒防止及び落下防止等の処置を行うこと。
- ⑬ 機器の取り換えのため既設保温材を撤去した場合や、既設保温材が劣化している場合は適切に補修すること。
- ⑭ 機器設置後、必要に応じて天井及び壁等の補修を行うこと。
- ⑮ 屋外及び屋内露出部の配管及び配線はラッキング等により保護を行うこと。
- ⑯ 機器設置後、各種試験調整を行い、結果を報告すること。試験項目はメーカー推奨のものとする。既設配管等を再使用した場合も、これらに係る試験調整を行うこと。試験調整の結果、不合格となった場合は必要な処置を行い、再度試験調整を行うこと。

9. 保守管理

(1) 保証

機器の保証期間は、検査受領後1年とする。ただし、メーカー保証が1年を超える場合は当該メーカー保証期間とする。また、受注者または製造者の瑕疵により不良箇所が生じた場合は、無料で修理または良品と取り換えることとする。施工に関する内容がメーカー保証に含まれない場合は、受注者が最低1年間無償保証とすること。

(2) 故障対応

- ① 検査受領後1年間、通常の使用による破損・不具合等が生じた場合には、発注者からの要請により、その都度、迅速かつ誠実に無償で修理を行うこと。
- ② 機器の故障が発生し、修理依頼を受けたときには、直ちに現地に技術員を派遣し、機器の修理・調整に着手すること。

10. 納入期限

既設機器の撤去・処分及び調達物品を搬入設置し、動作確認・試験結果等を報告書にとりまとめ、令和7年3月28日までに発注者の検査に合格すること。

11. 支払方法

完了検査により工事が完了したことを確認した後、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

12. 仕様書に関する質問

(1) 質問方法

質問書は任意の様式で作成し、電子メールにより提出することとする。

(2) 質疑期間

令和6年11月21日(木) 12時00分まで

(3) 回答

電子メールにて回答を行う。

13. その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事項は、発注者と協議するものとする。
- (2) 工事等に当たっては、諸法令を遵守し、諸手続きは受注者が責任も持って代行すること。

【連絡先】

沖縄県国民健康保険団体連合会

総務課 総務係 知念

電話 098-863-2321 FAX 098-867-6758

E-mail nyusatsu@okikoku.or.jp